

	公益財団法人		公益信託	
	該当する書類等	根拠条文	該当する書類等	根拠条文
作成義務のあるもの	①会計帳簿	法人法第199条、第120条第1項	①信託財産に係る帳簿その他の書類	信託法第37条第1項
	②成立の日における貸借対照表	法人法第199条、第123条第1項	②貸借対照表及び損益計算書	信託法第37条第2項
	③各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)		※公益信託法には規定無し	
	④各事業年度に係る事業報告	法人法第199条、第123条第2項		
	⑤上記③及び④の附属明細書			
	⑥当該事業年度の事業計画書			
	⑦当該事業年度の収支予算書	認定法第21条第1項		
	⑧当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	認定法第21条第1項、認定法施行規則第27条第3号		
	⑨財産目録			
	⑩役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名、住所を記載した名簿)	認定法第21条第2項		
	⑪報酬等の支給の基準を記載した書類			
	⑫キャッシュフロー計算書 ※注1	認定法第21条第2項、認定法施行規則第28条第1項第1号		
	⑬運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	認定法第21条第2項、認定法施行規則第28条第1項第2号		
保存義務のあるもの	①会計帳簿	法人法第199条、第120条第2項	①信託財産に係る帳簿その他の書類	信託法第37条第4項、第1項
	②その事業に関する重要な資料	法人法第199条、第120条第2項	②信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類	信託法第37条第5項
	③各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)	法人法第199条、第123条第4項	③貸借対照表及び損益計算書	信託法第37条第6項、第2項
	④③の附属明細書	法人法第199条、第123条第4項	※公益信託法には規定無し	
公告義務のあるもの	貸借対照表(大規模一般財団法人にあっては貸借対照表及び損益計算書)	法人法第199条、第128条第1項	信託事務及び財産の状況	公益信託法第4条第2項
備置き義務のあるもの	①各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)	法人法第199条、第129条第1項	①信託行為及びこれに附属する書類	公益信託の引受けの許可及び監督に関する主務官庁規則(例えば、法務省規則であれば同規則第27条に規定)
	②各事業年度に係る事業報告		②委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記載した書類(これらの者が法人である場合にあつては、その定款又は寄付行為)	
	③①及び②の附属明細書		③許可、届出等に関する書類	
	④当該事業年度の事業計画書	認定法第21条第1項	④収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類	
	⑤当該事業年度の収支予算書		⑤資産及び負債の状況を示す書類	
	⑥当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	認定法第21条第1項、認定法施行規則第27条第3号	⑥運営委員会等の議事に関する書類	
	⑦財産目録	認定法第21条第2項	※信託法、公益信託法には規定無し	
	⑧役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名、住所を記載した名簿)			
	⑨報酬等の支給の基準を記載した書類			

	公益財団法人		公益信託	
	該当する書類等	根拠条文	該当する書類等	根拠条文
	⑩キャッシュフロー計算書 ※注2	認定法第21条第2項、認定法施行規則第28条第1項第1号		
	⑪運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	認定法第21条第2項、認定法施行規則第28条第1項第2号		
公衆閲覧義務のあるもの	①当該事業年度の事業計画書	認定法第21条第4項、第1項	※信託法、公益信託法には規定無し	
	②当該事業年度の収支予算書			
	③当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	認定法第21条第4項、第1項、認定法施行規則第27条第3号		
	④財産目録	認定法第21条第4項、第2項		
	⑤役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名、住所を記載した名簿)			
	⑥報酬等の支給の基準を記載した書類			
	⑦キャッシュフロー計算書 ※注2	認定法第21条第4項、第2項、認定法施行規則第28条第1項第1号		
	⑧運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	認定法第21条第4項、第2項、認定法施行規則第28条第1項第2号		
	⑨定款	認定法第21条第4項		
	⑩各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)	認定法第21条第4項、法人法第129条第1項、第123条第2項		
	⑪各事業年度に係る事業報告	認定法第21条第4項、法人法第129条第1項		
	⑫⑩及び⑪の附属明細書	認定法第21条第4項、法人法第129条第1項		
行政庁への提出義務があるもの	公衆閲覧義務のある①～⑫の各書類のうち、⑨定款を除いたもの	認定法第22条、第21条第4項	①各信託事務年度の事業計画書	公益信託の引受けの許可及び監督に関する主務官庁規則により規定されている(例えば、法務省規則であれば同規則第4条及び第5条に規定)
			②各信託事務年度の収支予算書	
			③各信託事務年度の事業状況報告書	
			④各信託事務年度の収支計算書	
			⑤各信託事務年度末の財産目録	
			※信託法、公益信託法には規定無し	
行政庁による公開義務があるもの	公衆閲覧義務のある①～⑫の各書類のうち、⑨定款を除いたもの	認定法第22条、第21条第4項	※信託法、公益信託法には規定無し	

注記 注1:キャッシュフロー計算書の作成義務があるのは、認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。

注2:キャッシュフロー計算書の備置き及び公衆閲覧義務があるのは、公益財団法人がキャッシュフロー計算書を作成している場合又は認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。